

新潟市地域クラブ活動に係る公共施設使用料の減免に関する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第32号

新潟市地域クラブ活動に係る公共施設使用料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域においてスポーツ・文化芸術活動を行い、中学生を受け入れる団体（以下「地域クラブ」という。）の活動経費の負担軽減を図り、自主的及び主体的な活動を促進するとともに、中学生の活動機会を確保するために、地域クラブが公共施設を使用した場合の使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び対象施設)

第2条 この規則において、使用料の減免対象とする地域クラブは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新潟市教育委員会が別に定めるリストに掲載された地域クラブであること。
- (2) 地域クラブの構成員（役員、指導者、事務局員等を除く。）が中学生であること。

2 この規則において、使用料の減免対象とする公共施設は、別表右欄に規定する施設とする。

(使用料の免除)

第3条 別表中欄に掲げる条例の規定に基づき、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、別表右欄に掲げる施設の使用料を免除することができる。

- (1) スポーツ施設 使用料（個人利用に係る使用料及び附属設備の使用料を除く。）の2分の1の額。ただし、利用日の7日前の日以後に利用許可を申請したものに限り。
- (2) 文化会館 使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）の2分の1の額

(3) その他の施設（全部免除施設） 使用料の全額

(4) その他の施設（一部免除施設） 使用料の2分の1の額

2 前項の規定は、地域クラブが大会、コンクール、催物のために使用する場合には適用しない。

(手続等)

第4条 前条の使用料の減免を受けようとする地域クラブは、別表中欄に掲げる条例（当該条例の規定に基づき委任された規則の規定を含む。）に規定する使用料の免除申請手続において、第2条第1項各号に該当する地域クラブであることの証明書（新潟市教育委員会が発行するものに限る。）を提示しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

施設の区分	条例	施設
スポーツ施設	新潟市都市公園条例 (昭和32年新潟市 条例第44号)	鳥屋野運動公園（野球場、球技場、馬場）、西 海岸公園（市営プール、少年野球広場）、津島 屋公園（運動広場）、善久河川敷公園（庭球 場）、白根総合公園（白根カルチャーセンタ ー、多目的広場、テニスコート、多目的コー ト、屋内プール）、豊栄南運動公園（野球場、 屋内ゲートボール場、多目的グラウンド）、城 山運動公園（野球場、サブ野球場、ホッケー場、

	<p>テニス場、屋内コート)、みどりと森の運動公園(野球場、屋内コート、屋外フットサルコート、多目的グラウンド)、太夫浜運動公園(球技場)、流通公園(庭球場)</p>
<p>新潟市体育施設条例 (昭和39年新潟市 条例第33号)</p>	<p>豊栄総合体育館、北地区スポーツセンター、豊栄武道館、濁川運動広場、豊栄木崎野球場、東総合スポーツセンター、中地区運動広場、新潟市庭球場、下山スポーツセンター、鳥屋野総合体育館、新潟市陸上競技場、新潟市体育館、山二ツ運動広場、亀田総合体育館、横越総合体育館、横越体育センター、亀田運動広場、秋葉区総合体育館、新津地域学園(体育館、相撲場、弓道場、庭球場)、新津B&amp;G海洋センター(体育館)、小須戸体育館、新津武道館、小須戸武道館、新津金屋運動広場、新津東部運動広場、新津七日町運動広場、小須戸運動広場、新津東町庭球場、味方体育館、白根野球場、味方野球場、月潟野球場、味方テニスコート、月潟テニス場、味方ゲートボール場、西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館、黒埼地区野球場、西川総合体育館、巻体育館、岩室体育館、西川体育センター、中之口体育館、漆山グラウンド、岩室野球場、西川野球場、中之口野球場、スポーツパーク西川、岩室緑地広場テニ</p>

		スコート、中之口テニスコート、潟東サルビア サッカー場
文化会館	新潟市巻文化会館条 例（平成17年新潟 市条例第76号）	巻文化会館
その他の施 設（全部免 除施設）	新潟市都市公園条例 （昭和32年新潟市 条例第44号）	白山公園市民茶亭遊神、白山公園燕喜館
	新潟市万代市民会館 条例（平成3年新潟 市条例第5号）	万代市民会館
	新潟市天寿園条例（ 平成7年新潟市条例 第43号）	天寿園
	新潟市勤労者福祉施 設条例（平成16年 新潟市条例第69 号）	横越地区勤労者総合福祉センター
	新潟市ほたるの里交 流館条例（平成17 年新潟市条例第15 3号）	ほたるの里交流館
その他の施 設（一部免	新潟市小須戸地区ふ れあい会館条例（平	小須戸地区ふれあい会館

除施設)	成 1 6 年新潟市条例 第 4 6 号)	
	新潟市新津地区勤労 青少年ホーム条例 ( 平成 1 6 年新潟市条 例第 6 7 号)	新津地区勤労青少年ホーム
	新潟市新津地域学園 条例 (平成 1 6 年新 潟市条例第 7 3 号)	新津地域学園